

## 福井県国際交流会館指定管理者募集要項

### 1 指定管理者募集の目的

福井県国際交流会館は、世界に開かれた地域社会の実現を図ることを目的に、平成8年10月に福井県が設置した公の施設です。

平成15年6月の地方自治法一部改正により、多様化する住民の方のニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、指定管理者制度が設けられました。

福井県国際交流会館は、「福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例」（平成8年福井県条例第3号）の規定に基づき、平成18年4月から指定管理者制度を導入しました。

このたび、平成26年3月末で指定期間が満了することから、平成26年4月から福井県国際交流会館の管理を行う事業者を募集することとしました。

### 2 施設の概要

#### (1) 概要

|      |   |                         |
|------|---|-------------------------|
| 名称   | 国際交流会館  |                         |
| 所在地  | 福井市宝永3丁目1-1   |                         |
| 施設規模 | 敷地面積  | 4,453.13 m <sup>2</sup> |
|      | 建築面積  | 2,081.14 m <sup>2</sup> |
|      | 延床面積  | 6,449.90 m <sup>2</sup> |
| 施設概要 | 鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階<br>地下1階 多目的ホール（定員300人 480 m <sup>2</sup> ）<br>ホワイエ<br>1階 情報・相談コーナー<br>交流ラウンジ、交流サロン、ボランティアルーム<br>授乳室<br>2階 第1会議室 定員63人 119 m <sup>2</sup><br>第2会議室 定員63人 120 m <sup>2</sup><br>第3会議室 定員63人 117 m <sup>2</sup><br>第1研修室、第2研修室、語学研修室<br>3階 特別会議室 定員162人 394 m <sup>2</sup><br>第1応接室（越前） 定員12人 90 m <sup>2</sup><br>第2応接室（若狭） 定員14人 91 m <sup>2</sup><br>和室（15畳、10畳）、茶室<br>パントリー<br>駐車場 正面駐車場、西側駐車場 |                         |
| 入居施設 | 福井県旅券室<br>喫茶コーナー 目的外使用許可面積 4.2 m <sup>2</sup>   |                         |

|      |               |                    |
|------|---------------|--------------------|
| 名称   | 嶺南センター        |                    |
| 所在地  | 敦賀市神楽町1丁目4-26 |                    |
| 施設規模 | 延床面積          | 295 m <sup>2</sup> |

|      |   |
|------|---|
| 施設概要 | 鉄骨造 3階建 (県の借上施設)<br>1階 情報カウンター<br>交流コーナー<br>図書資料コーナー<br>2階 会議・研修室 |
| 入居施設 | なし  |

設置目的（福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例第1条）

本県における国際交流活動を推進し、世界に開かれた地域社会の実現を図る。

### 3 指定管理者の業務

#### (1) 指定管理者の業務

- ア 福井県国際交流会館の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務
- イ 福井県国際交流会館の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務
- ウ 福井県国際交流会館の維持管理に関する業務
- エ 国際交流に関する情報提供および相談業務
- オ 国際理解の促進に関する業務
- カ 前五号に掲げるもののほか、福井県国際交流会館の管理に関し知事が必要と認める業務

#### (2) 留意事項

- ア 業務の詳細は「福井県国際交流会館管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）記載のとおりとします。
- イ 指定管理者の業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできません。  
指定管理者の業務に係る外部委託の考え方等については、8で定める事業計画書により明らかにしてください。
- ウ 喫茶コーナー、自動販売機等の運営に係る行政財産目的外使用許可に関する事務は福井県が行いますので、指定管理の業務には含まれません。
- エ 指定管理の業務を行う場合は、福井県国際交流会館が指定管理者制度による施設であることを利用者等に示すため、施設内やパンフレット等に指定管理者名を表示することとします。

(表示例)

福井県国際交流会館は、福井県が設置し、指定管理者の指定を受けた  
△△△△（団体名）が管理運営を行っています。

△△△△ 福井市 0776- -  
福井県観光営業部観光振興課 福井市大手 3-17-1 0776-20-0294

### 4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

## 5 管理に要する経費

福井県国際交流会館は利用料金制を採用しているため、福井県国際交流会館の施設利用にかかる利用料金その他の収入（目的外使用許可に係る行政財産使用料を除く。）は指定管理者自らの収入とすることができます。

福井県が指定管理者に支払う委託料は、次に掲げる額を上限とし、事業計画書において提案のあった金額に基づき、福井県と指定管理者で締結する協定で定めることとします。

ア 5か年間の委託額 471,670千円以内（消費税および地方消費税額を含む。）

上記金額は、年間支出見込額 126,654千円から

年間収入見込額 32,320千円を差引いた額 94,334千円の5か年分です。

イ 協定書で定めた委託料は、原則として精算による増減額は行いません。

ただし、下記のような特別な事情がある場合は、双方協議により変更できることとします。

- ・事故または自然災害、社会情勢の大幅な変化等に対応する必要があるとき。
- ・福井県の施策として、福井県国際交流会館に係る業務の変更または新たな業務の実施の必要があるとき。

ウ 委託料は分割支払いすることとし、分割方法および支払時期については、福井県と指定管理者で締結する協定で定めることとします。

指定管理業務に係る経費および収入の経理は、団体の他の業務に係る経理と区分し、明確に管理してください。

## 6 消費税の取扱い

事業計画書で提案書する金額の消費税および地方消費税額は5%で計算してください。税率の変更があった場合、協定書を見直し、増税分を福井県で負担いたします。

## 7 申請に関する事項

### (1) 申請資格

次のアからオまでの要件のいずれにも該当する法人その他の団体とします。

ア 福井県内に主たる事務所を置くまたは置こうとするものであること

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行うものでないこと

エ 国税または地方税を滞納していないものであること

オ 福井県国際交流会館の管理を行うに当たって必要とされる以下の資格または免許等を有し、または有する者を確保できること。

- ・ 建築物環境衛生管理技術者 1名
- ・ 危険物取扱者（乙種第4類以上） 1名
- ・ 防火管理者 2名（福井県国際交流会館および福井県国際交流嶺南センターに各1

名)

(2) 申請資格についての留意事項

- ア 団体については、法人格を有しない任意団体でもよいが、個人は対象となりません。
- イ 複数の団体により構成されたグループによる申請も可能とするが、その場合、グループ内の出資割合、費用負担割合等を最大とする団体をグループ代表団体としてあらかじめ定めることとし、その代表団体は福井県内に主たる事務所を置き、または置こうとするものであることとします。

また、代表団体、構成団体を変更することは原則として認めません。

- ウ グループの構成団体は、他のグループの構成員になることはできません。また、単独での申請もできません。
- エ 新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者としてください。申請の時点で設立されていることを要しませんが、福井県議会での指定の議決を受けるまでに、法人登記簿謄本または法務局登記官の受領書を必ず提出してください。

(3) 選定対象からの除外

次のいずれかの要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

- ア 複数の事業計画書等を提出した場合
- イ 申請者および申請書の代理人ならびにそれ以外の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合もしくは、選定委員会委員に個別に接触した場合
- ウ 提出書類に虚偽または不正があった場合
- エ 受付期限までに提出書類が整わなかった場合
- オ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- カ その他不正な行為があった場合

(4) 募集要項および仕様書等の配布

- ア 配布期間 平成25年8月12日(月)から平成25年10月11日(金)までの平日
- イ 配布時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 配布場所 福井県観光営業部観光振興課

(5) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書(規則様式第 号)
- イ 福井県国際交流会館の管理の業務に関する事業計画書(下記「8 事業計画書」による)
- ウ 定款もしくは寄付行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務状況を明らかにする書類(申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録)
- オ 申請の日の属する事業年度における事業計画書および収支予算書
- カ 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- キ 福井県国際交流会館の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- ク 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ケ 国税および地方税について、未納の徴収金がない旨の証明書

(6) 現地説明会

|      |  |
|------|--|
| 施設名  | 福井県国際交流会館  |
| 開催日時 | 第1回 平成25年8月26日(月) 午後2時から午後4時まで<br>第2回 平成25年9月17日(火) 午後2時から午後4時まで                                   |
| 集合場所 | 福井県国際交流会館 2階 第1会議室   |
| 内 容  | ① 募集要項および仕様書等の説明<br>② 福井県国際交流会館の施設視察   |
| 申込方法 | 第1回 平成25年8月23日(金) 午後5時までに<br>第2回 平成25年9月9日(月) 午後5時までに<br>それぞれ別紙申込書(様式1)により申込んでください。(郵送、FAX、電子メール可) |
| 申込先  | 福井県観光営業部観光振興課  |
| その他  | 申請予定者は原則として出席してください。<br>出席されない場合でも、説明会での説明事項はすべて了知されたものとみなします。                                     |

(7) 関係資料の閲覧

- ア 閲覧期間 平成25年8月12日(月)から平成25年10月11日(金)までの平日
- イ 閲覧時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 閲覧場所 福井県観光営業部観光振興課

(8) 募集に関する質問

- ア 受付期間 1回目 平成25年8月27日(火)から平成25年9月2日(月)までの平日  
2回目 平成25年9月17日(火)から平成25年9月25日(水)までの平日
- イ 受付時間 両方とも午前9時から午後5時まで
- ウ 受付方法 別紙質問書(様式2)により福井県観光営業部観光振興課まで提出してください(郵送、FAX、電子メール可)。
- エ 回答方法 質問者、現地説明会出席者および希望者に対しFAXまたは電子メールにより、1回目の分の質問には平成25年9月6日(金)までに、2回目の分の質問は9月30日までに回答します。ただし、軽易な質問については口頭により回答する場合があります。

(9) 提出書類の受付

- ア 受付期間 平成25年8月12日(月)から平成25年10月11日(金)までの平日
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出方法 福井県観光営業部観光振興課まで持参してください(郵送の場合は必ず書留とし、平成25年10月11日(金)午後5時必着とします)。
- エ 提出部数 正本1部 副本7部

(10) 申請にあたっての留意事項

- ア 「地方自治法」(昭和22年法律第67号)、「福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例」(平成8年福井県条例第3号)、「福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例施行規則」(平成8年福井県規則第70号)、「福井県個人情報保護条例」(平成14年福井県条例第6号)、「福井県外部監査契約に基づく監査に関する条例」(平成11年福井県条例第1号)、「福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)」、「福井県指定管理者制度基本条例(平成18年福井県条例第3号)その他関係法令等の規定をすべて了知の上で申請してください。
- イ 提出後の提出書類の変更は認められません。また、必要に応じ追加資料の提出を求める

場合があります。

ウ 申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

エ 選定結果として応募者名、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および情報公開の請求に応じて応募書類等の情報開示を行う場合があることを了知の上で申請してください。

オ 提出書類は返却しません。

## 8 事業計画書

(1) 別紙様式により作成してください。用紙はすべてA4縦型とし、必要により図面、資料の添付も可能とします。

## 9 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定の基準

指定管理者候補者の選定は、福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例第6条各号に掲げる以下の基準に基づき行います。

ア 県民の平等な利用を確保することができるものであること。

イ 福井県国際交流会館の効用を最大限に発揮するとともに管理の経費の縮減が図られるものであること。

ウ 福井県国際交流会館の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(2) 選定の方法

複数の外部の有識者等により構成する指定管理者（候補者）選定委員会を設置し、提出された事業計画書等に基づき指定管理者の候補者を選定します。委員会は非公開とします。

ア 書類審査 提出書類に基づき、応募資格、事業計画書等を書類審査します。

書類審査の結果は、平成25年10月18日(金)までに通知します。

イ 面接審査 書類審査の後、申請に係る提案内容についての面接審査を実施します（平成25年10月下旬実施予定 別途通知します。）。

ウ 選定結果 選定の結果は、申請者全員に書面により通知するとともに公表します。

(3) 審査項目等

選定に当たっては、(1)の選定の基準に基づき、県民の平等利用の確保、管理運営事業の計画内容、管理に要する費用、人的・物的な管理能力などの項目を審査し、総合評価により指定管理者の候補者を決定します。

ア 審査基準

審査基準および配点は次のとおりとします。

| 審査基準  | 配点                      |
|---|-------------------------|
| 1 県民の平等な利用を確保することができるものであること<br>・ 県民の平等利用の確保  | 必須<br>(確保されないと認める場合は失格) |
| 2 福井県国際交流会館の効用を最大限に発揮するものであること<br>・ 福井県国際交流会館の設置目的と事業内容との適合性<br>・ 利用者のサービス向上のための取組み内容 | 40                      |

|  |     |
|--|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者増、利用促進のための取組み内容</li> <li>・ 利用料金の設定水準、料金に関する提案内容</li> <li>・ 国際化支援業務の企画内容</li> <li>・ 利用者の意見の反映、業務改善への取組み内容</li> <li>・ 提案した計画の内容の妥当性、実現可能性、持続性</li> </ul>   |     |
| <p>3 管理の経費の縮減が図られるものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理運営に係る県の支出経費<br/>(次の算定方法などにより算出する)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p><b>【当該提案者の点数】＝配点（30点）× ②／①</b></p> <p>※ ①は当該申請者の提示額<br/>②は最も低額の提示を行った申請者の提示額</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案した提示額の妥当性、実現可能性、持続性</li> </ul> | 30  |
| <p>4 福井県国際交流会館の管理を安定して行う能力を有するものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理運営組織、人員配置等の内容</li> <li>・ 収支計画、資金調達、トラブルや危機管理対応、保険対応等の内容</li> <li>・ 申請者の実績（同種の施設の管理運営実績等）</li> <li>・ 申請者の安定性、信頼性（財務状況、資産、提携団体）</li> <li>・ 業務全般に対する取組み姿勢</li> <li>・ 提案した内容の妥当性、実現可能性、持続性</li> </ul>   | 30  |
| 合 計  | 100 |

## 10 指定管理者の指定

- (1) 選定委員会で候補者を選定した後、福井県定例議会の議決を得て指定管理者として指定されます。
- (2) 指定管理者として指定されるまでの間に、指定が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがあります。
- (3) 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、または協定の締結までに財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるに至った場合は、県議会の議決後であっても、指定を取り消すことがあります。

## 11 協定の締結

指定管理者として指定された後、管理にかかる詳細事項、経費等を最終的に定めるため、指定管理者と福井県との間で協定を締結します。

### (1) 包括協定の締結

ア 指定期間全体（5年間）を通じての基本的な事項を定める包括協定を締結します。

#### イ 主な協定内容

- ・ 指定期間
- ・ 管理の業務に関する基本的な事項
- ・ 管理経費に関する基本的な事項
- ・ 個人情報の保護に関する事項

- ・ リスク管理、責任分担に関する事項
- ・ 事業報告に関する事項
- ・ 指定の取消しおよび業務の停止に関する事項

(2) 単年度協定の締結

ア 包括協定に加え、年度ごとに単年度協定を締結します。

イ 主な協定内容

- ・ 当該年度の管理業務に関する事項
- ・ 当該年度の管理経費に関する事項

## 1 2 県と指定管理者の責任分担

(1) 県と指定管理者の責任分担は別途協定により定めませんが、基本方針は次のとおりです。

| 項 目                | 内 容   | 県         | 指 定<br>管理者 |
|--------------------|---|-----------|------------|
| 福井県国際交流会館の運営管理     | 苦情対応、広報等含む  |           | ○          |
| 管理物件の維持管理          |   |           | ○          |
| 施設、設備の利用許可         |   |           | ○          |
| 利用料金の収入            |   |           | ○          |
| 利用料金の減免承認          |   |           | ○          |
| 行政財産の目的外使用許可       |   | ○         |            |
| 使用許可負担金徴収          | 目的外使用許可者にかかる光熱水費等の徴収  |           | ○          |
| 保険への加入             | 火災保険（火災、落雷、風水害、雪害、氷害）<br>利用者賠償保険ほか                                    | ○         | ○          |
| 災害時の対応             | 連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置<br>指揮、指示等、復旧措置                                    | ○         | ○          |
| 利用者等の第三者への<br>損害賠償 | 施設本来の瑕疵によるもの<br>施設管理上の瑕疵によるもの<br>上記以外のもの                              | ○<br>協議事項 | ○<br>協議事項  |
| 包括的な管理責任           |   | ○         |            |
| 物価等の変動             |   |           | ○          |
| 需要の変動              | 利用者数、利用料金収入の増減  |           | ○          |
| 資金調達等              | 金利変動を含む   |           | ○          |
| 法令等の変更             | 施設の設置基準、管理基準にかかるもの<br>指定管理者自体にかかるもの                                   | ○         | ○          |
| 税制度の変更             | 指定管理者制度全般にかかるもの（消費税等）<br>指定管理者自体にかかるもの（法人税等）                          | ○         | ○          |
| 施設の設置、事業内容等の変更     | 県の施策の展開にともなう、施設の設置、事業内容、業務内容等の変更                                      | ○         |            |
| 不可抗力               | 甲乙双方の責めに帰すことができない事由による経費の増加（保険対応するものを除く）<br>不可抗力による業務の中止、延期等          | ○         | ○          |
| 事業の休止等             | 物件所有者の責任に起因する休館、事業中止等<br>管理上の瑕疵に起因する休館、事業中止等<br>改修・修繕・保守点検による休館、事業中止等 | ○         | ○<br>○     |
| 管理物件の変更            | 本来の効用の増加を目的とするもの<br>管理業務の効率的な実施を目的とするもの                               | ○         | ○          |

|                          |   |   |                  |
|--------------------------|---|---|------------------|
| 管理物件の修繕                  | 1件当たりの見積額が100万円以上のもの                                  | ○ |                  |
|                          | 〃 100万円未満のもの  |   | ○                |
|                          | 事故・災害等の不可抗力に起因するもの<br>施設管理上の瑕疵に起因するもの                 | ○ | ○                |
| 物品の購入※1                  | 1件当たりの見積額が10万円以上のもの<br>〃 10万円未満のもの                    | ○ | ○                |
| 利用者および周辺地域住民への対応（苦情、要望等） | 施設設備の設置自体に対するもの<br>管理業務に対するもの<br>地域との協調、協力<br>上記以外のもの | ○ | ○<br>○<br>協議事項※2 |
| 安全の確保、環境の保全              | 管理業務における安全性の確保、周辺環境への配慮および保全                          |   | ○                |
| セキュリティ                   | 管理、警備の瑕疵による情報漏えい、犯罪発生                                 |   | ○                |
| 事業終了および引継ぎ               | 期間満了または指定取消し等にかかる明渡し費用、業務引継ぎ費用                        |   | ○                |

※1 物品を購入するときは、あらかじめ県と指定管理者で協議するものとします。

※2 協議事項については、事案ごとの原因により判断しますが、第一次責任は指定管理者が有するものとします。

### 1.3 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者は、事業の継続が困難になった場合またはその恐れが生じた場合、速やかに福井県に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合はたはその恐れが生じた場合は、福井県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期限を定めて改善策の提出および実施等を求めることができます。この場合、指定管理者が当該期限内に改善することができなかった場合は、福井県は指定管理者の指定を取り消し、または業務の全部または一部を停止させることができます。
- (3) 指定管理者が協定締結までに次の事項に該当するに至った場合、福井県は指定管理者の指定を取り消すことができます。
  - ア 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
  - イ 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるに至った場合
  - ウ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により指定が不可能または著しく不相当となるような事情が生じた場合
- (4) 上記(2)または(3)により指定管理者の指定が取り消され、または業務停止となった場合、福井県は指定管理者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、指定管理者は福井県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (5) 不可抗力その他福井県または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、福井県と指定管理者は事業継続の可否について協議することとします。

### 1.4 その他

- (1) 指定管理者は、平成26年4月1日から指定管理者の業務を円滑に遂行できるよう、自らの責任および負担において人的、物的体制を整備してください。
- (2) 平成26年4月1日までに申込みのあった利用や実施が決定している事業については、

現在の指定管理者から原則として引き継いでください。

(3) 指定期間終了または指定取り消し等により、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、施設の管理運営に支障が生じないように円滑な引継ぎに協力するとともに、業務にかかる必要データ等の提供をしていただきます。

(4) 担当およびお問い合わせ先

福井県観光営業部観光振興課 国際グループ

〒910-8580 福井市大手 3 - 1 7 - 1

電話 0776-20-0294

FAX 0776-22-1702

メール [kankou@pref.fukui.lg.jp](mailto:kankou@pref.fukui.lg.jp)